

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第203号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年9月13日 08時30分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市東浦海岸久留麻地区護岸 淡路市所在の仮屋港森東防波堤北灯台から真方位320° 200m 付近 (概位 北緯34° 31.6′ 東経134° 59.6′)
事故等調査の経過	平成24年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第八松陽丸、19トン 270-41247兵庫、松陽建設株式会社 B 起重機台船 第五松陽号、長さ54m なし、松陽建設株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 推進器翼に欠損及び曲損 B なし
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、船首約1.5m、船尾約3.0mの喫水により、船首尾共に約1.0mの喫水となったB船を押航し、護岸補強工事の残石を撤去するため、東浦海岸久留麻地区護岸においてB船の接岸作業中、平成24年9月13日08時30分ごろA船の船尾部が同護岸付近の捨て石に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 なし、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期、うねり なし
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船を押航し、東浦海岸久留麻地区護岸においてB船の接岸作業中、捨て石に気付かなかったことから、同護岸付近の捨て石に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船を押航し、東浦海岸久留麻地区護岸においてB船の接岸作業中、捨て石に気付かなかったため、同護岸付近の捨て石に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・護岸工事付近の海底には、捨て石等の散在する所があるので、余裕水深を十分に確保し、慎重に操船すること。